

三次市物価高騰対応中小企業者経営・雇用維持支援金 Q & A

No.	お問い合わせ内容	回答
1 全般について		
1-1	申請期間を教えてください。	令和8年5月7日（木）から7月31日（金）までです。
1-2	申請窓口はどこになりますか。	申請書に必要書類を添えて、下記の受付窓口に提出してください。 ◆ 三次商工会議所の会員 または 事業所所在地が旧三次市内の事業者 受付場所：三次商工会議所 電 話：0824-62-3125 FAX：0824-63-5200 受 付 日：月～金曜日（祝日除く） 受付時間：9：00～12：00、13：00～16：00 ◆ 三次広域商工会の会員 または 事業所所在地が旧三次市外の事業者 受付場所：三次広域商工会（本所、各支所） 電 話：0824-44-3141 FAX：0824-44-3390 受 付 日：月～金曜日（祝日除く） 受付時間：9：00～12：00、13：00～16：00
1-3	チラシや申請書を郵送していただけますか。	チラシや申請書等は個別の郵送対応はしておりません。お手数ですが、次の配布窓口で入手してください。 ■ 配布窓口 三次市役所産業振興部商工観光課（三次市役所本館4階）及び各支所窓口 三次商工会議所窓口 三次広域商工会本所及び各支所窓口
1-4	支援金（交付額）はいくらですか。	従業員を雇用していない場合→5万円（基礎額） 従業員を雇用している場合 →5万円（基礎額）＋1人につき1万円 ※1事業者あたりの上限額は総額25万円となります。（20人分まで） ※従業員は雇用保険法の被保険者とします。
1-5	この支援金は、国や県、市が実施している他の補助金を受けていても対象になりますか。	同様の趣旨の国、県又は市の補助金等の交付を受けた方は対象外です。 以下の支援金、補助金の交付を受けられた方は、本支援金の対象外です。 【三次市】 ・保育施設等物価高騰対策支援事業補助金 ・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金 ※その他、不明な点はお問い合わせください。
1-6	令和7年度に「三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金（令和7年4～5月受付実施）」を受給しました。今回の支援金は受給できますか。	対象者要件等を満たしている場合は、受給できます。
1-7	本支援金は所得税や消費税等の課税対象になりますか？	原則、所得税、法人税の課税対象になります。 ただし、消費税の課税対象とはなりません。
1-8	従業員数に、アルバイトやパートは含まれますか。	週の所定労働時間が20時間以上あり、31日以上雇用が見込まれる場合、事業主は雇用保険の被保険者として登録する必要があります。そのため、アルバイトやパート従業員であっても、市内事業所で雇用されている雇用保険の被保険者については含まれます。
1-9	従業員数に、技能実習生は含まれますか。	上記と同様の考え方となります。

2 交付対象者について		
2-1	個人事業者は、市外に住んでいる場合でも対象となりますか。	市外に住んでいる場合は対象外です。 本制度は市内に本店を有する法人または市内に住民登録があり市内に主たる事業所を有する個人事業者が対象となります。
2-2	対象者となる「個人事業者」の定義を教えてください。	令和7年分の事業収入が120万円以上である個人（所得税申告もしくは住民税申告をされている個人）が対象となります。
2-3	不動産賃貸業を営んでいる場合は、対象となりますか。	対象外です。ただし、「不動産紹介業（宅地建物取引業許可を有するもの）」「不動産販売業」は対象となります。
2-4	給与収入が180万円、事業収入が120万円あります。この場合、支援金の申請はできますか。	主たる収入が給与収入ですので、申請はできません。
2-5	年金収入が180万円、事業収入が120万円あります。この場合、支援金の申請はできますか	この制度においては、年金収入は主たる収入として扱わないため、申請できます。
2-6	一般社団法人は、給付対象となりますか。	収益事業を行っている場合は給付の対象となります。
2-7	NP0法人は、給付対象となりますか。	収益事業を行っている場合は給付の対象となります。
2-8	事業収入で申告している保険外交員は、給付対象となりますか。	対象外です。ただし、「保険代理店」は対象となります。 本制度では、事業所に所属し、雇用保険に加入している保険外交員は「従業員」とみなし、事業所が対象となります。
2-9	令和7年7月に開業しました。この支援金は給付されますか	令和7年中の開業であれば、月割で計算しますので、7月から開業した場合は、60万円以上の事業収入があれば対象となります。
2-10	農業は、対象となりますか。	個人農家、農業法人、農事組合法人は対象となります。
2-11	医師は、対象となりますか。	個人開業医のみ対象です（医療法人は対象外）。
2-12	協同組合や漁業協同組合、農業協同組合は、対象となりますか。	市内に本店を有する法人であれば対象となります。
3 申請書類・添付書類について		
3-1	従業員数を証明する書類とは何ですか。	次のうち、どれか1つ、添付してください。 ・雇用保険被保険者資格喪失届（雇用保険法施行規則様式第4号） ・事業所台帳異動状況照会 ・事業所別被保険者台帳
3-2	〔法人〕 なぜ、法人税確定申告書の写しが必要なのですか。	この支援金は、事業実態のある者を対象としていますので、直近の確定申告書類の添付を求めています。
3-3	〔法人〕 決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書など）	収入要件の確認のため添付を求めています。 損益計算書のみでは、物価高騰の影響を把握できない場合、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書の提出をお願いします。
3-4	〔個人事業者〕 令和7年分所得税確定申告書または市県民税申告書の添付を求める理由を教えてください。	この支援金は、事業実態のある者を対象としていますので、直近の確定申告書類の添付を求めています。
3-5	〔個人事業者〕 令和7年分青色申告決算書または収支内訳書を求める理由を教えてください。	収入要件の確認のため添付を求めています。

3-6	〔法人・個人事業者〕 事業を開始して間もないため、事業を行っていることを証する確定申告の写しがありません。この場合、どのような書類を添付すればよいですか。	個人事業者の場合、確定申告や住民税申告をされていない場合は、対象外となります。 法人の場合、令和7年12月までに事業を開始し、確定申告の実績がない場合は、売上のわかるもののほか、法人設立届出書や法人登記の写しなど、事業を営んでいることを証明できる書類を添付してください。
-----	--	--